

定期巡回・随時対応型訪問介護看護「基準チェックシート」

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
I 基本方針						
1基本方針	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとして行われていますか。	条例第5条 運営基準 第3条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
2指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、次のサービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供していますか。 ①定期巡回サービス： 訪問介護員等が、定期的に利用者宅を巡回しサービス提供 ②随時対応サービス： 利用者・家族から通報を受け、オペレーターが対応するサービス ③随時訪問サービス： オペレーターからの要請を受け、随時利用者宅を訪問しサービス提供 ④訪問看護サービス： 看護師等が医師の指示に基づき、利用者宅を訪問してサービス提供 ※一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は①から④まで、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は①から③までのサービスを提供する事業。	条例第6条 運営基準 第3条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ・業務日誌 ・サービス提供票 ・サービス提供の記録
II 人員基準						
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数	(1) 【オペレーター】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯を通じてオペレーター1人以上確保されるために必要な員数となっていますか。 ※ オペレーターとは、随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいいます。	条例第7条 運営基準 第3条の4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・訪問介護看護記録 ・職員履歴書、雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・出勤簿
	(2) オペレーターは、下記の資格要件を満たしていますか。 ※オペレーターになれる資格要件 ①看護師・准看護師、②介護福祉士、③医師 ④保健師、⑤社会福祉士又は介護支援専門員 ※なお、所定の要件を満たす場合、1年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験者を充てるのが可能です。(ただし介護職員初任者研修修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあつては、3年以上)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) オペレーターのうち1名以上は、常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員となっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) オペレーターは、専らその職務に従事する者となっていますか。 ※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は当該事業所の定期巡回サービス等の職務又は利用者以外からの通報を受け付ける業務に従事することができます。 ※また、当該事業所と同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等の施設の職員をオペレーターとすることができます。	条例第7条 運営基準 第3条の4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
	(5) 【定期巡回サービスを行う訪問介護員等】 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切な定期巡回サービスを提供するために必要な員数となっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・訪問介護看護記録 ・職員履歴書、雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・出勤簿
	(6) 【随時訪問サービスを行う訪問介護員等】 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供にあたる訪問介護員等が1人以上確保されるために必要な員数となっていますか。 ※ただし、利用者の随時対応サービスの提供に支障がない場合（利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて必要な対応ができる場合）は、当該事業所の定期巡回サービスやオペレーターの職務に従事することがあります。（この場合、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・訪問介護看護記録 ・職員履歴書、雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・出勤簿
	(7) 【訪問看護サービスを行う看護師等】 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数を確保していますか。 イ 保健師、看護師又は準看護師： 常勤換算方法で2.5以上 （うち1名は常勤の保健師又は看護師） ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 当該事業所の実情に応じた適当数 （配置しないことも可能） ※一体型のみ		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・訪問介護看護記録 ・職員履歴書、雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・出勤簿
	(8) 【計画作成責任者】 当該事業所の従業者であって、①看護師・准看護師、②介護福祉士、③医師④保健師、⑤社会福祉士又は介護支援専門員であるもののうち1名以上を定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者としてしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・訪問介護看護記録 ・職員履歴書、雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・出勤簿
2 管理者	(1) 管理者は常勤専従職員を配置していますか。	条例第8条 運営基準 第3条の5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・職員勤務表 ・訪問介護看護記録 ・出勤簿
	(2) 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 ※管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理業務に支障がない場合は、他の職務に従事することができることとなっています。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(注) 事業所にある既存の「利用者実績（前月1月分）」及び「勤務表（前月1月分）」を添付して下さい。
なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。

①兼務を含めた職種 ②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間 ③常勤・非常勤の別

Ⅲ 設備基準						
1 設備及び備品等	(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられていますか。	条例第9条 運営基準 第3条の6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・平面図 ・設備、備品台帳 ・届出・変更届 ・運営規程 ・レンタル契約書
	(2) オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させていますか。 1 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 2 随時適切に利用者からの通報を受けられる通信機器等 ※上記「1」については、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はありません。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 利用者が援助を必要とする状態になったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器（ケアコール端末）を配布していますか。 ※ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではありません。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
IV運営基準						
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 事業所の概要、重要事項（※）について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※ 運営規程の概要、勤務体制、その他事故発生時の対応等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項 (2) 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、指定訪問看護事業所との連携内容等について、利用申込者に十分な説明を行っていますか。	条例第10条 運営基準第3条の7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・運営規程 ・重要事項説明書 ・利用契約書 ・同意に関する記録
2 提供拒否の禁止	(1) 正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	条例第11条 運営基準第3条の8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料
3 サービス提供困難時の対応	(1) 自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	条例第12条 運営基準第3条の9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス提供依頼書
4 受給資格等の確認	(1) 被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	条例第13条 運営基準第3条の10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。 (2) 利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	条例第14条 運営基準第3条の11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者に関する記録
6 心身の状況等の把握	(1) 計画作成責任者による面接、サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	条例第15条 運営基準第3条の12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の要点
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	条例第16条 運営基準第3条の13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・情報提供に関する記録
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	(1) 利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	条例第17条 運営基準第3条の14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者の届出書 ・居宅サービス計画書(1)(2)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	(1) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	条例第18条 運営基準第3条の15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・居宅サービス計画書(1)(2) ・サービス計画表 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録
10 居宅サービス計画等の変更の援助	(1) 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	条例第19条 運営基準第3条の16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・居宅サービス計画(1)(2) ・サービス計画表 ・夜間対応型訪問介護計画書 ・サービス提供票 ・業務マニュアル
11 身分を証する書類の携行	(1) 訪問介護員等に身分証を携行させ、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。	条例第20条 運営基準第3条の17	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就業規則 ・業務マニュアル ・研修マニュアル ・身分を証する書類
12 サービスの提供の記録	(1) 介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。	条例第21条 運営基準第3条の18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス提供票、別表 ・居宅サービス計画書 ・訪問介護看護記録

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等	
			適	不適	非該当		
13利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分（1～3割）の支払を受けていますか。	条例第22条 運営基準第3条の19	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供票、別表 領収証控 運営規程（利用料その他の費用の確認）（実施地域の確認） 車両運行日誌 重要事項説明書 利用申込書 同意に関する記録 	
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 利用者から次の費用の額の支払いを受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ①通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 利用者から支払いを受ける費用の額に、ケアコール端末にかかる設置料、リース料、保守料等の費用が含まれていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
14保険給付の請求のための証明書の交付	(1) 法定代理受領サービスではない、訪問介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	条例第23条 運営基準第3条の20	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供証明書（控）（介護給付費明細書代用可） 	
15指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われていますか。	条例第24条 運営基準第3条の21	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 訪問介護看護記録 サービス提供票 相談、苦情に関する記録 利用者に関する記録 	
	(2) 1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、自ら提供するサービスの質の評価を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 評価を実施した記録 	
	(3) 上記結果について、介護・医療連携推進会議に報告したうえで公表し、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 介護・医療連携推進会議録 	
16指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	(1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っていますか。	条例第25条 運営基準第3条の22	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 訪問介護看護記録 サービス提供票 計画作成の打合せに関する記録 相談、苦情に関する記録 利用者に関する記録 	
	(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行われていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(6) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(7) 介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> 研修会の資料、記録
	(8) サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> 管理マニュアル 管理方法等通知文書

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
17主治の医師との関係 ※一体型のみ	<p>(1) 常勤看護師等は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理を行っていますか。</p> <p>(2) 訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治医の指示を文書で受けていますか。</p> <p>(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出し、訪問看護サービス提供に当たって主治医と密接な連携を図っていますか。</p>	<p>条例第26条 運営基準第3条の23</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ・サービス計画表 ・サービス提供票 ・計画作成の打合せに関する記録 ・利用者に関する記録</p>
18定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	<p>(1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成していますか。</p> <p>(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書は居宅サービス計画書に沿った内容となっていますか。 ※ただし、当該計画におけるサービス提供の日時等については、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができます。（この場合においても、担当する介護支援専門員に対して、緊密な連携を図ること。）</p> <p>(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的（概ね1月に1回程度）に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえて作成していますか。 ※アセスメントとは、利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。</p> <p>(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の内容について利用者及びその家族に説明を行い、利用者等から同意を得ていますか。</p> <p>(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書を利用者に交付していますか。</p> <p>(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っていますか。</p> <p>(7) 訪問看護サービスを行う看護師等（準看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した「訪問看護報告書」を作成していますか。 ※一体型のみ</p> <p>(8) 札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に関する条例第16条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画その他の札幌市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例において位置付けられている計画の提出を求めると」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めているか。</p>	<p>条例第27条 運営基準第3条の24</p> <p>平18老計 発0331004 第三の 一の4（16） の⑫</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ・居宅サービス計画書 ・サービス計画表 ・サービス提供票 ・計画作成の打合せに関する記録 ・利用者に関する記録</p> <p>・訪問看護記録</p> <p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供記録</p>
19同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>(1) 訪問介護員等が同居家族に対して訪問介護を提供していませんか。</p>	<p>条例第28条 運営基準第3条の25</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・サービス提供票 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ・訪問介護記録</p>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
20利用者に関する市町村への通知	(1) 利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ①サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ②偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	条例第29条 運営基準第3条の26	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・市に送付した通知に係る記録
21緊急時等の対応	(1) 利用者の病状の急変など、緊急時には主治医への連絡など必要な措置を講じていますか。	条例第30条 運営基準第3条の27	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・運営規程 ・利用者に関する記録 ・訪問介護看護記録
	(2) 従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
22管理者等の責務	(1) 事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一元的に行われていますか。	条例第31条 運営基準第3条の28	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・組織図、組織規程等 ・業務日誌等 ・運営規程
	(2) 計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する利用の申込みに係る調整等のサービス内容の管理を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
23運営規程	(1) 以下の事項を運営規程に定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④サービスの内容及び利用料その他費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧虐待の防止のための措置(令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり) ⑨その他運営に関する重要事項	条例第32条 運営基準第3条の29	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・運営規程 ・指定申請及び異動届(写)
24勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制(日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等)を定めた、原則として月ごとの勤務表(予定・実績)を作成していますか。	条例第33条 運営基準第3条の30	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・サービス提供の記録 ・サービス利用票
	(2) 当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供していますか。 ※一定の要件を満たす場合 事業者間の契約に基づいて、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスの事業の一部を、他の指定訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所又は訪問看護事業所の訪問介護員等に行わせることができます。 ※随時対応サービスは、一定の要件を満たす場合、複数の事業所との契約に基づき、一体的に通報を受けることができます。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 訪問介護員等に対して研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・勤務表 ・研修計画 ・研修会の資料、記録
	(4) 事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保するために、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化及びその他必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・ハラスメント防止にかかる方針

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
25業務継続計画の策定等	<p>(1) 事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の継続的な提供及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に伴う必要な措置を講じていますか。</p> <p>(2) 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を実施していますか。</p> <p>(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p>	条例第33条の2 運営基準第30の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画書 ・研修計画等
26衛生管理等	<p>(1) 訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。</p> <p>(2) 設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。</p> <p>(3) 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>① 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図っていますか。</p> <p>② 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。</p> <p>③ 事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>令和6年3月31日までは、 努力義務とする経過措置あり</p> </div>	条例第34条 運営基準第30の31	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の記録 ・衛生管理マニュアル ・感染症マニュアル等 ・委員会開催記録等 ・まん延防止のための指針 ・研修の計画書及び記録 ・訓練の計画書及び記録
27掲示	<p>(1) 事業所の見やすい場所に重要事項説明（運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項）を掲示していますか。</p> <p>（書面を事業所に備え、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにすることで、掲示に代えることができます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 ・掲示事項の内容、実際行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。 	条例第35条 運営基準第30の32	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・掲示物

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
28秘密保持等	(1) 正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	条例第36条 運営基準第3条の33	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・誓約書等
	(2) サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。(サービス提供開始時における包括的な同意で可)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・誓約書等利用者及び家族の同意書
29広告	(1) 虚偽または誇大な広告をしていませんか。	条例第37条 運営基準第3条の34	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・パンフレット等 ・ポスター
30居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	(1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例第38条 運営基準第3条の35	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
31苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数 : 月 件程度 苦情相談窓口の設置 : 有 ・ 無 相談窓口担当者 :	条例第39条 運営基準第3条の36	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・運営規程 ・重要事項説明書 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	(2) 苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
32地域との連携	(1) 利用者、家族、地域の医療関係者、地域住民の代表者、利用関係者、地域包括センターの職員、有識者等による「介護・医療連携推進会議」を設置し、おおむね6月に1回以上、当該会議にサービス提供状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を受けていますか。 ※会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとするが、利用者またはその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の使用について同意を得なければなりません。	条例第40条 運営基準第3条の37	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・介護・医療連携推進会議の記録 ・評価の記録
	(2) 自己評価の結果について、介護・医療連携推進会議において、第三者の観点から評価(外部評価)を受け、新たな改題や改善点を明らかにしていますか。 ※地域包括支援センター職員等、公正・中立な第三者の参加が必要。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	(5) 事業所と同一の建物に居住する利用者に対しサービスを提供する場合は、正当な理由がある場合を除き、居住する利用者以外の者に対しサービスを提供しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・概況説明 ・パンフレット等
33事故発生時の対応	(1) 事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 →事故事例の有無 : 有 ・ 無	条例第41条 運営基準第3条の38	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ※札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱 参照
	(2) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。 →損害賠償保険への加入 : 有 ・ 無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
34虐待の防止	<p>事業所は、虐待の発生や再発を防止するために、次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、担当職員に周知徹底を図っていますか。</p> <p>②事業所における虐待防止のための指針を整備していますか。</p> <p>③事業所において、担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施していますか。</p> <p>④①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> 令和6年3月31日までは、 努力義務とする経過措置あり </div>	<p>条例第41条の2 運営基準第3条の38の2</p>	□	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会開催記録等 ・虐待防止のための指針 ・研修の計画書及び記録
35会計の区分	<p>(1) 他の事業との会計を区分していますか。</p>	<p>条例第42条 運営基準第3条の39</p>	□	□		<ul style="list-style-type: none"> ・会計関係書類
36記録の整備	<p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p>(2) 利用者に対する介護サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備していますか。 ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ②具体的なサービスの内容等の記録 ③主治医による指示文書 ④訪問看護報告書 ⑤利用者に関する市への通知に係る記録 ⑥苦情の内容等の記録 ⑦事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録</p> <p>(3) (2)の①～⑦の書類について、以下の期間保存しているか。 ① (2)の①及び②については、当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日 ② (2)の③から⑦までについては、その完了の日から2年を経過した日まで</p>	<p>条例第43条 運営基準第3条の40</p>	□	□		<ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿 ・設備、備品台帳 ・会計関係書類 ・各種保存書類 ・訪問介護看護計画書 ・サービス提供記録 ・市への通知に係る記録 ・苦情に関する記録 ・事故に関する記録
37連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者と訪問看護事業者との連携	<p>(1) 連携型事業者は、指定訪問看護を提供する指定訪問看護事業者と連携していますか。</p> <p>(2) 連携する指定訪問看護事業所との契約に基づき、以下の事項について協力を得ていますか。 ①利用者に対するアセスメント ②随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保 ③医療・介護連携会議への参加 ④その他必要な指導及び助言</p>	<p>条例第45条 運営基準第3条の42</p>	□	□		<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約書

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
V 変更の届出等						
1 変更の届出	(1) 施行規則第131条で定める以下の事項に変更があったとき、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都知事に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図及び設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑧役員の氏名、生年月日及び住所 ⑨連携する訪問看護を行う事業所の名称および所在地（連携型事業所に限る。） ⑩法人・事業所の電話番号及びF a x 番号	法第78条の5第1項 則第131条の13第1項 第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・届出書類の控